

山口県報

平成26年
2月21日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
 - 救急病院等の認定(地域医療推進室).....
 - 岩国都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
 - 二級河川の廃止(河川課).....
 - 行政手続法の規定に基づく公開の聴聞(住宅課).....
- 公告
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....
- 選管告示
 - 直接請求に必要な有権者の数.....



山口県告示第七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 形質変更時要届出区域
 - 岩国市日の出町二三四四の六、二三四四の九及び二三四四の一〇
- 二 特定有害物質の種類
 - カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
 - 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀 則

救急病院 名称	救急診療所 所在地	認定が効力を有する期限
社会保険下関厚生病院	下関市上新地町三丁目三番八号	平成二九、一、三十一
医療法人星の里会岡病院	〃 小月本町二丁目一五番二〇号	〃
山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	柳井市古開作一〇〇〇の一	〃
佐島医院	下関市田中町一四番一八号	〃

山口県告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画道路事業一・四・二百一岩国大竹道路
岩国都市計画道路事業三・三・二十三元町錦見線
岩国都市計画道路事業三・二・四十二岩国南道路線
- 三 事業施行期間
平成十四年十一月十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市山手町三丁目、山手町四丁目及び今津町六丁目

山口県告示第七十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第六項の規定に基づき、次のとおり二級河川を廃止する。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
錦川水系						
牛野谷川	左岸 岩国市牛野谷町三丁目九三番一 地先 右岸 岩国市牛野谷町三丁目八三番一 地先					門前川への合流点
藤岡川水系						
藤岡川	左岸 岩国市藤生町三丁目一〇四番一 地先 右岸 岩国市藤生町三丁目二〇番二 地先					河口
勘場川水系						

勘場川	河口
左岸 防府市大字江泊字心太樋二二六一番一 地先 右岸 防府市大字江泊字東塩屋一九八七番三五地先	河口

山口県告示第七十六号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 聴聞の期日
平成二十六年三月五日（水曜日）午後二時
- 二 聴聞の場所
山口県庁土木建築部入札室
- 三 被聴聞者
商 号 氏 名 住 所
西田土地建物 西田 光子 山陽小野田市大字西高泊二二〇四番地の三
- 四 聴聞に係る処分
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第一項に規定する業務の停止



(五三) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時
平成二十六年三月十八日(火曜日)午前九時から

(二) 場所
山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令			二
種苗の産地及び系統			二
種苗の生産技術			二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成二十六年三月十一日(火曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所にすること。

(五四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年二月二十一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域
周南市

三 作業の期間
平成二十五年九月十七日から平成二十六年一月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十六年二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、七三四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、三三三
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一四、八〇〇
		大島郡選挙区 九、五〇〇 熊毛郡選挙区 七、三〇〇 下関市選挙区 四、九〇〇 宇部市選挙区 三、六〇〇 山口市選挙区 二、四〇〇 萩市阿武郡選挙区 一、五〇〇

